

著作権 3 (翻案権、二次的著作物)

著作権法

弁護士 尾関孝彰

2024年5月19日改訂

27条

「著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。」

2条1項11号（二次的著作物の定義）

「著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。」

- 広義の翻案： 原著作物の本質的特徴を維持しつつ、新たな創作性を付加して改変すること全般を意味する。翻訳、編曲、変形、脚色、映画化は翻案の例。
 - 「変形」： 美術の著作物の表現形態を変更すること（ex. 絵画→彫刻、写真→絵画）
 - 「脚色」： 非演劇的な表現を演劇的な表現に変更すること
- 狭義の翻案： 「翻訳」、「編曲」、「変形」、「脚色」、「映画化」を除く改変を意味する。すなわち、狭義の翻案は、著作物の時代若しくは舞台を変えること（ex. 古代ローマを舞台とする小説を近代アメリカを舞台とする小説に改変すること）、あるいは変形以外の著作物の形態の変更（ex. 小説を漫画にすること）を意味する。
- 47条の6によると、著作権法の条文では、「翻案」は狭義の意味で用いられている。他方、実務で用いられる「複製又は翻案に該当する」、「翻案権侵害」との用語における「翻案」は、通常、広義の意味である。江差追分事件最高裁判決における「翻案」も、広義の意味である。

江差追分事件最高裁判決

□ 最高裁平成13年6月28日判決（江差追分事件）

「言語の著作物の翻案（著作権法27条）とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう。」

すなわち、

- ① 既存の著作物への依拠
- ② 既存の著作物の本質的特徴を維持していること（既存の著作物の本質的特徴を感得することができること）
- ③ 新たな創作性の付加

が、広義の「翻案」に該当するための要件になる。

- 江差追分事件最高裁判決は言語の著作物についての判断であるが、この判決における翻案の規範は、言語の著作物以外の著作物にも適用されている。

ポパイ・ネクタイ事件最高裁判決

□ 最高裁平成9年7月17日判決（ポパイ・ネクタイ事件）

「このような連載漫画においては、後続の漫画は、先行する漫画と基本的な発想、設定のほか、主人公を始めとする主要な登場人物の容貌、性格等の特徴を同じくし、これに新たな筋書を付するとともに、新たな登場人物を追加するなどして作成されるのが通常であって、このような場合には、後続の漫画は、先行する漫画を翻案したものであるといえるから、先行する漫画を原著作物とする二次的著作物と解される。そして、二次的著作物の著作権は、二次的著作物において新たに付与された創作的部分のみについて生じ、原著作物と共通しその実質を同じくする部分には生じない」と解するのが相当である。けだし、二次的著作物が原著作物から独立した別個の著作物として著作権法上の保護を受けるのは、原著作物に新たな創作的要素が付与されているためであって（同法二条一項一―号参照）、二次的著作物のうち原著作物と共通する部分は、何ら新たな創作的要素を含むものではなく、別個の著作物として保護すべき理由がないからである。」

- 翻案者の権利は、二次的著作物のうち新たな創作性が付加された部分についてのみ発生する。
- 原著作者と翻案者が同一の法人である場合において、二次的著作物のうち原著作物の創作部分は原著作物を公表したときから50年（53条）で消滅し、二次的著作物のうち新たに付加された創作部分は二次的著作物を公表したときから50年（53条）で消滅する。 → 原著作物を公表したときから50年経過後は、二次的著作物における新たに付加された創作部分のみについての著作権が存続する。

※ 当時の法人著作物の著作権存続期間は、公表後50年（現在は70年）であった。

二次的著作物の利用に関する原著作者の権利

28条

「二次的著作物の原著作者の著作権は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作権者が有するものと同様の権利を専有する。」

- 原著作者が二次的著作物について取得する支分権の種類は、二次的著作物の支分権の全てになる。例えば、小説が映画化された場合、小説の著作権者は、28条により、二次的著作物である映画の著作物の頒布権を有することになる。
- 28条では、原著作者が取得する支分権の内容は明らかでない。この点を判断したのがキャンディ・キャンディ事件東京高裁判決である。

キャンディ・キャンディ事件東京高裁判決（東京高裁平成12年3月30日判決）

- ◆控訴人（一審被告）である漫画家により原作ストーリーに基づき作成した漫画のコマ絵（本件コマ絵）について、被控訴人（一審原告）である原作ストーリーの作家が有する28条の権利の範囲が争われた。具体的には、控訴人（一審被告）は、28条の権利が及ぶ範囲は、原作ストーリーを表現しているコマ絵に限定され、原作ストーリーを表現していないコマ絵には及ばないと主張した。

【本件コマ絵】

控訴人（一審被告）：漫画家

被控訴人（一審原告）：原作ストーリーの作家



キャンディ・キャンディ事件東京高裁判決（東京高裁平成12年3月30日判決）

【裁判所の判断】

「控訴人は、漫画のコマ絵には、漫画のストーリーを表しているコマ絵と、ストーリーを表していないコマ絵とがあり、漫画の物語作者と絵画作者とが異なる場合、後者のコマ絵は、物語原稿に依拠しておらずその翻案とはいえないから、物語原稿の二次的著作物には当たらず、原著作者の権利は及ばないと主張する。

（中略）

それがストーリーを表しているか否かにかかわらず、被控訴人が控訴人と同一の権利を有することも、明らかというべきである。

控訴人は、本件コマ絵につき被控訴人が権利を有するか否かを、それが物語原稿のストーリーを表しているか否かを基準として判定すべき旨を、物語原稿への依拠の有無と結び付けて強調するが、採用できない。二次的著作物は、その性質上、ある面からみれば、原著物の創作性に依拠しそれを引き継ぐ要素（部分）と、二次的著作物の著作者の独自の創作性のみが発揮されている要素（部分）との双方を常に有するものであることは、当然のことというべきであるにもかかわらず、著作権法が上記のように上記両要素（部分）を区別することなく規定しているのは、一つには、上記両者を区別することが現実には困難又は不可能なことが多く、この区別を要求することになれば権利関係が著しく不安定にならざるを得ないこと、一つには、二次的著作物である以上、厳格に言えば、それを形成する要素（部分）で原著物の創作性に依拠しないものはあり得ないとみることも可能であることから、両者を区別しないで、いずれも原著物の創作性に依拠しているものとみなすことにしたものと考えるのが合理的であるからである。

念のため付言すれば、本件コマ絵にはキャンディが初めて「アードレー家の本宅」を見た場面のコマ絵であることを示す吹出しが記載されており、これが控訴人のいう「漫画のストーリーを表しているコマ絵」に該当することに疑問の余地はない。」

キャンディ・キャンディ事件東京高裁判決（東京高裁平成12年3月30日判決）

【裁判所の判断】

- 28条に基づく原著作者（ストーリー著作者）の権利の範囲は、二次的著作物（漫画）の全てに及ぶ（原作では表現されていないと思われるコマの絵にも及ぶ）。すなわち、翻案により新たに付加された創作部分にも及ぶ。
- その理由は、原著作部分と専ら翻案者が創作した部分とを区別するのが困難であること、及び専ら翻案者が創作したと思われる部分であっても何らかの形で原著作に依拠していること。
- 現時点では、キャンディ・キャンディ事件東京高裁判決に従い、28条に基づく原著作者の権利は二次的著作物全体に及ぶと解釈するのが推奨される。
- ◆ ただし、漫画の絵であって、ストーリーとは独立した創作性を有するものについて、ストーリーしか考えていなかった原作小説家が著作権を取得するのは不合理ではないかという疑念はある。
- ◆ また、ポパイ・ネクタイ事件最高裁判決では、二次的著作物において原著作物における創作部分と付加された創作部分とが区別可能であることを前提に、翻案者の権利は付加された創作部分のみに及びと判断された。キャンディ・キャンディ事件東京高裁判決の理由付けは、この点で最高裁判決と矛盾していると思われる。

二次的著作物の利用に関する原著作者の権利の事例

【設問】

Xは、小説 α の著作者。Aは、小説 α を翻案した漫画 β の著作者。漫画 β の原作が小説 α であるのは周知の事実であった。Aは、Yに、漫画 β のキャラクターの絵をTシャツに印刷することを許諾した。Yは、Tシャツを製造・販売した。Xは、漫画 β のキャラクターの商品化を許諾していない。Xは、YによるTシャツの販売について、複製権・譲渡権侵害に基づく損害賠償請求をすることができるか？

二次的著作物の利用に関する原著作者の権利の事例

【解答ポイント】

- ◆ Xは、28条に基づいて漫画βのキャラクターの絵について、複製権・譲渡権を有するか？キャラクターの絵はAによる創作部分なので問題になる。
- キャンディ・キャンディ事件東京高裁判決によると、二次的著作物においては、原著作物における創作部分と付加された創作分とが融合しており分離困難であるため、28条に基づく原著作者の権利は二次的著作物全体に及ぶ。
- したがって、Xは、28条に基づき、漫画βにおけるキャラクターの絵の複製権・譲渡権を有する。

- ◆ Yは、漫画βのキャラクターの絵についてXの権利がないと信じたことについて過失がなかった、すなわち28条複製権・譲渡権侵害の過失がなかったと主張することが考えられる（著作権法には過失推定規定はない）。
- Xは、漫画βの原作が小説αであるのは周知の事実であったことに基づき、Yの過失を主張することができる。